

種類	面積 (ha)	建築物の高さの最高限度	備考 (対象用途地域)
高度地区 (最高限1種)	480	1 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、10メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5メートルを加えたもの以下とする。	第1種低層住居専用地域
高度地区 (最高限2種)	3,148	1 建築物の高さは、16メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたもの以下とする。	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
高度地区 (最高限3種)	5,468	1 建築物の高さは、19メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたもの以下とする。	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域
高度地区 (最高限4種)	191	1 建築物の高さは、22メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域の一部
高度地区 (最高限5種)	407	建築物の高さは、31メートル以下とする。	近隣商業地域の一部、商業地域の一部（蒲原地区、流通センター地区）
合計	9,694		

#### 1 制限の緩和

- 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、北側斜線制限を除き、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
- 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該水面等に接する部分の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線はそれら水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この号においては、）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下この号において同じ。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- 建築物の敷地が、都市計画で定められた計画道路（建築基準法第42条第1項第4号に該当するものを除く。以下同じ。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、建築基準法施行令第131条の2第2項の規定により計画道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路内の隣地境界線はないものとみなす。
- 一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合、又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。
- 建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとする。

#### 2 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、建築物の高さの最高限度は適用しない。

- 工業地域内の最高限3種高度地区内において、高さ31メートル以下の建築物で、住宅（長屋を含む。）、共同住宅、寄宿舎、下宿又はその他これらに附属する建築物の用途に供しないもの
- 建築基準法第3条第2項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物についての増築で、当該増築等に係る部分がこの都市計画の規定による制限の範囲内で、新たに不適格部分を生じさせるものでないもの（この都市計画の規定による許可や認定を受けた建築物の敷地内におけるものを除く。また、この都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の当該都市計画において定められた内容に相当する従前の当該都市計画において定められた内容に違反している建築物を除く。）
- 建築基準法第3条第2項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をおこなうもの
- 高度利用地区内の建築物
- 都市計画において決定した地区計画等により、建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物又は容積率の最高限度の緩和が定められている区域内の建築物で、当該地区計画等に適合しているもの
- 特定街区内の建築物
- 臨港地区内の建築物
- 都市計画において決定した駐車場、一団地の住宅施設及び一団地の官公庁施設に係る建築物
- 最高限1種高度地区内において、特定行政庁が建築基準法第55条第2項の規定により認定し、又は同法第55条第3項若しくは第4項の規定により許可した建築物

#### 3 許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該許可の範囲内で建築物の高さの最高限度は適用しない。

- 最高限2種高度地区内において、軒の高さが16メートル未満かつ高さが19メートル以下で、勾配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 最高限3種高度地区内において、軒の高さが19メートル未満かつ高さが22メートル以下で、勾配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 最高限4種高度地区内において、軒の高さが22メートル未満かつ高さが25メートル以下で、勾配屋根（10分の3から10分の5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 建築基準法施行令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市長が市街地の環境の整備改善に資すると認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 一定規模以上の敷地条件を有し、市長が建築物の形態及び敷地内空地等について配慮がなされ、市街地の環境の整備改善に資すると認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 建築基準法第3条第2項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物についての新築、改築又は移転で、この都市計画の規定に適合させることが著しく困難で、かつ、市長が周辺の市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 市長が公益上、建築物の用途上又は周囲の状況によりやむを得ないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもので市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 昇降機等の増築で高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認められ市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条）第17条第3項の認定を受けた建築物の当該認定に基づく耐震改修で市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- 市街地環境の向上に資すると認められる優良な計画の建築物で、市長が特に必要と認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの

**＝ 詳しい内容はお問い合わせ下さい ＝**

**【問合せ先】〒420－8602 静岡市葵区追手町5番1号**

**静岡市役所新館7階 都市計画課 土地利用計画係**

**電話：221－1409 FAX：221－1117**

## 静岡市の良好な住環境・まちなみの形成に向けて

# 静岡都市計画 高度地区

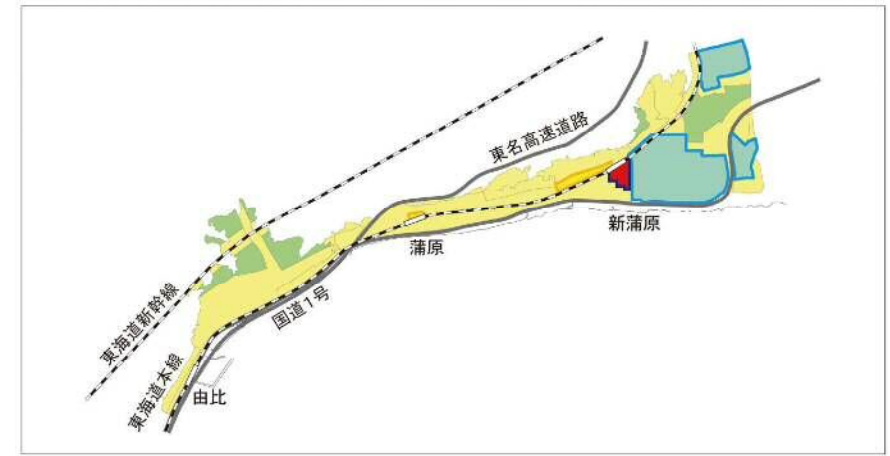
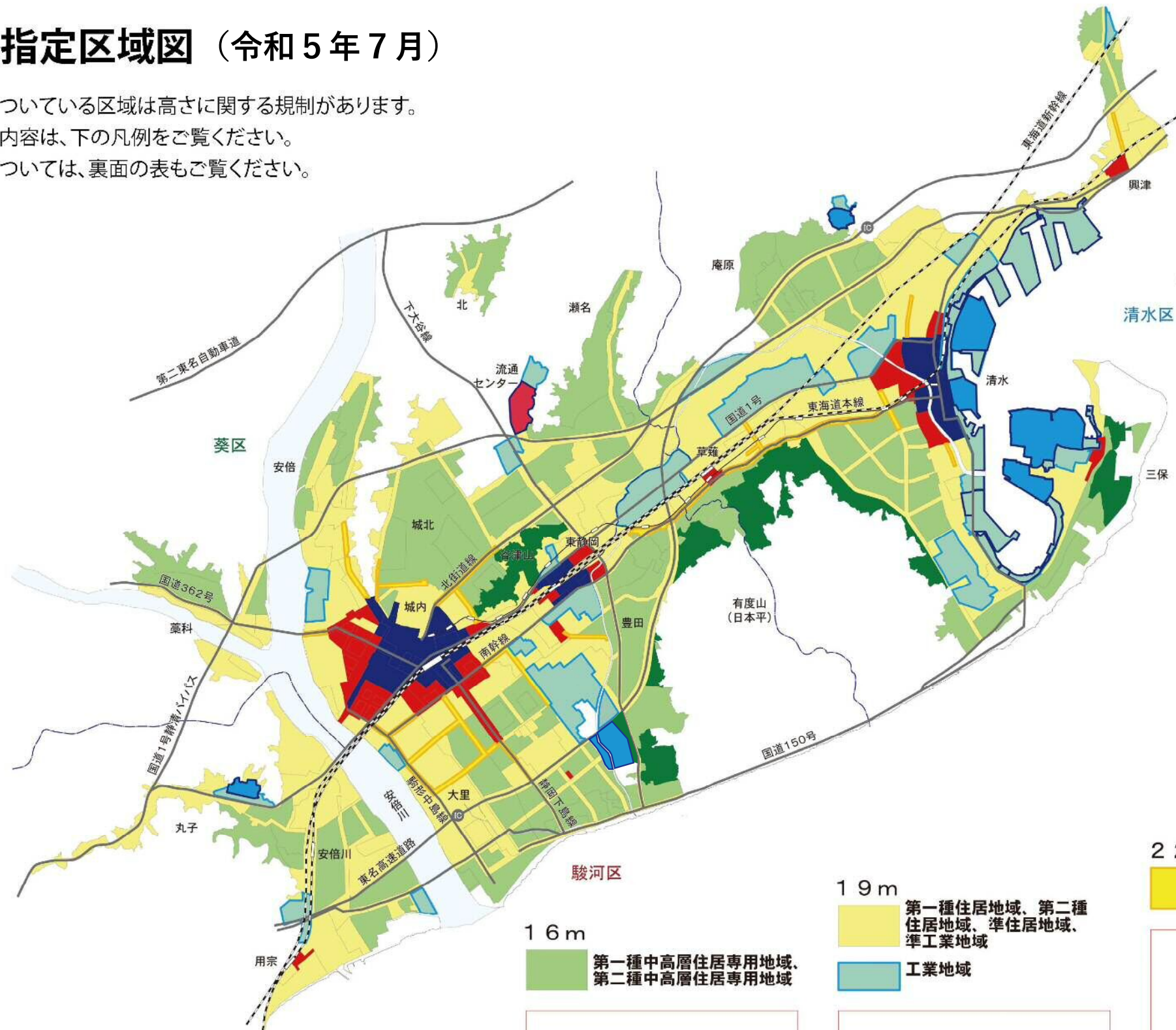


静岡市都市計画課

令和5年7月

# 高度地区指定区域図（令和5年7月）

地図上で色がついている区域は高さに関する規制があります。  
 各色の規制の内容は、下の凡例をご覧ください。  
 規制の内容については、裏面の表もご覧ください。



- 制限無し**
- 商業地域、ただし流通センター地区、蒲原地区の商業地域を除く
  - 工業専用地域
  - 工業地域のうち臨港地区

- 31m**
- 近隣商業地域のうち、22m制限の対象以外、商業地域の一部
  - 商業地域のうちの流通センター地区及び蒲原地区

- 22m**
- 近隣商業地域のうち、路線型区域指定の区域

- 19m**
- 第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域
  - 工業地域

- 16m**
- 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

- 10m**
- 第一種低層住居専用地域

